

# メキシコ債券オープン(資産成長型)

愛称:アミーゴ

追加型投信 / 海外 / 債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**三井住友信託銀行株式会社**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## 委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2020年6月30日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額 8兆4,398億円(2020年6月30日現在)

## 商品分類・属性区分

### 商品分類

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 追加型     | 海外     | 債券                |

### 属性区分

| 投資対象資産                       | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ |
|------------------------------|------|--------|---------------|-------|
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 公債)) | 年2回  | 中南米    | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年8月21日に関東財務局長に提出しており、2020年8月22日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的



当ファンドは、利息収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

## ファンドの特色



### 1 メキシコペソ建ての債券を主要投資対象とします。

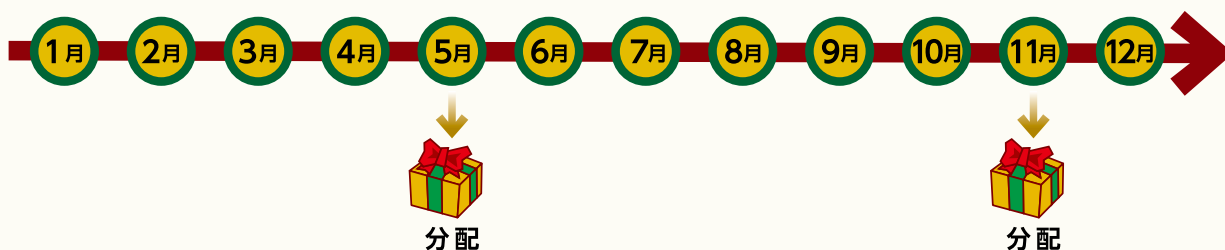
- 運用はメキシコ債券マザーファンドを投資対象とするファミリーファンド方式で行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- メキシコペソ建て以外のメキシコの債券に投資する場合があります。その場合は、実質的にメキシコペソ建てとなるように為替取引を行います。

### 2 メキシコの国債・政府機関債および国際機関債を中心に投資します。

### 3 毎決算時に、分配金額を決定します。

- 決算日は毎年5月、11月の22日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 分配のイメージ

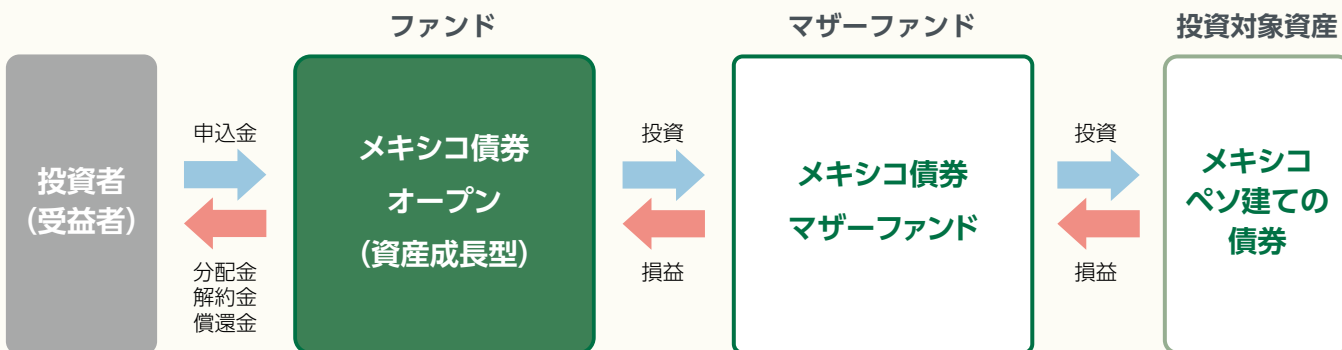


※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



## 為替と金利の推移

[ メキシコペソの為替レート(対円)の推移 ]



[ メキシコの政策金利と5年国債利回りの推移 ]



※メキシコの政策金利はメキシコ中央銀行のオーバーナイトレート  
 ※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。  
 (出所)各種データをもとに委託会社作成

## 主な投資制限

- 株式への実質投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

- 年2回(原則として毎年5月および11月の22日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

### 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

### 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

### 為替リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、当ファンドは原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

●政治体制の変化 ●社会不安の高まり ●他国との外交関係の悪化

●海外からの投資に対する規制 ●海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

## その他の留意点

■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## リスクの管理体制

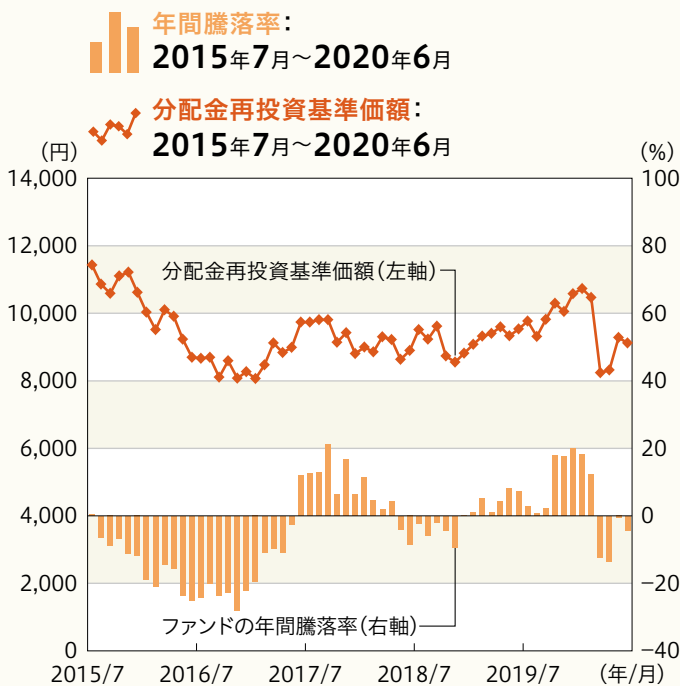
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。



## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

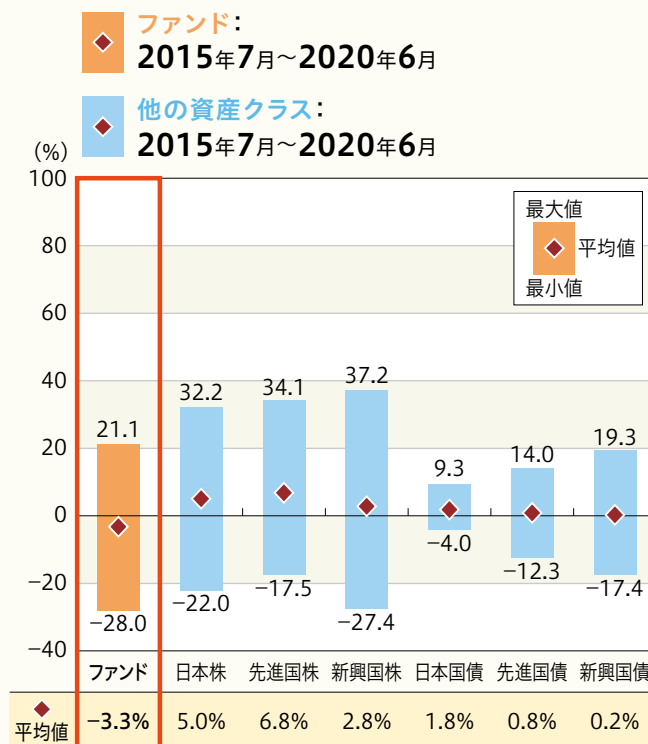
### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |  |
|------|--|
| 日本株  | <b>TOPIX(配当込み)</b><br>株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。                                      |
| 先進国株 | <b>MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)</b><br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。                                    |
| 新興国株 | <b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)</b><br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。                                     |
| 日本国債 | <b>NOMURA-BPI(国債)</b><br>野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。   |
| 先進国債 | <b>FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</b><br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。                        |
| 新興国債 | <b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)</b><br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

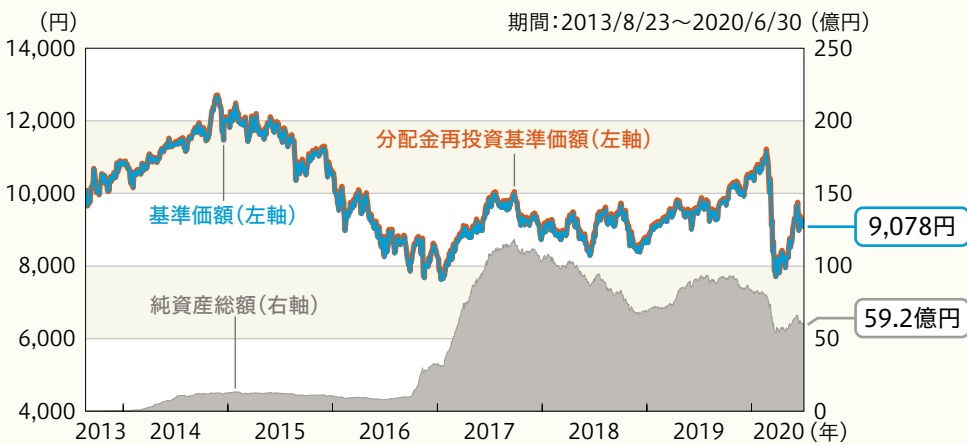
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。



基準日:2020年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



\*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

| 決算期      | 分配金 |
|----------|-----|
| 2020年 5月 | 0円  |
| 2019年11月 | 0円  |
| 2019年 5月 | 0円  |
| 2018年11月 | 0円  |
| 2018年 5月 | 0円  |
| 設定来累計    | 50円 |

\*分配金は1万口当たり、税引前

## 主要な資産の状況

### ■メキシコ債券オープン(資産成長型)

| 投資銘柄          | 投資比率   |
|---------------|--------|
| メキシコ債券マザーファンド | 100.9% |

### ■メキシコ債券マザーファンド

#### 上位10銘柄

|    | 投資銘柄                                  | 種別   | 投資比率  |
|----|---------------------------------------|------|-------|
| 1  | MEXICAN FIXED RATE BONDS 10 12/05/24  | 国債証券 | 10.7% |
| 2  | MEX BONOS DE DESARROLLO 7.5 06/03/27  | 国債証券 | 10.4% |
| 3  | MEXICAN FIXED RATE BONDS 8 12/07/23   | 国債証券 | 8.4%  |
| 4  | MEX BONOS DESARR FIX RT 8.5 05/31/29  | 国債証券 | 8.0%  |
| 5  | MEX BONOS DESARR FIX RT 6.5 06/09/22  | 国債証券 | 7.5%  |
| 6  | MEX BONOS DESARR FIX RT 5.75 03/05/26 | 国債証券 | 6.2%  |
| 7  | MEX BONOS DESARR FIX RT 7.75 11/13/42 | 国債証券 | 5.9%  |
| 8  | MEX BONOS DESARR FIX RT 8.5 11/18/38  | 国債証券 | 5.8%  |
| 9  | MEX BONOS DESARR FIX RT 7.75 05/29/31 | 国債証券 | 5.2%  |
| 10 | MEX BONOS DESARR FIX RT 6.5 06/10/21  | 国債証券 | 5.1%  |

\*投資比率は全て純資産総額対比

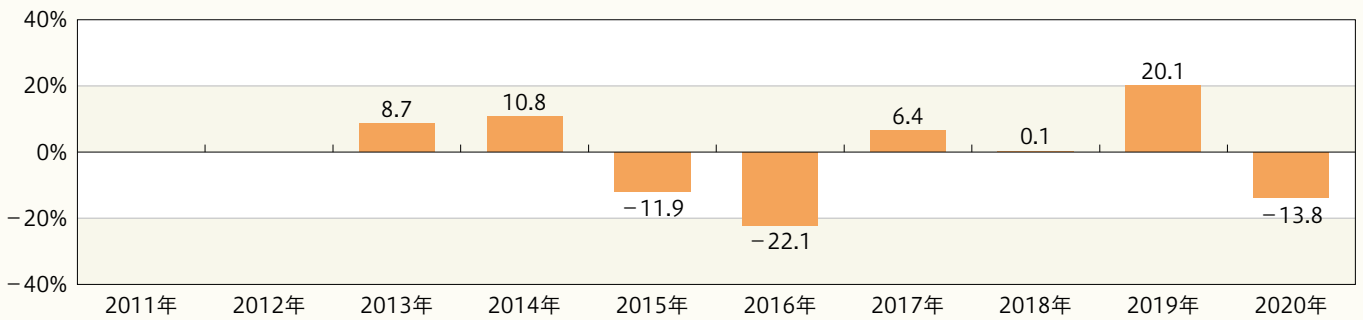
#### 債券種別構成

| 種別   | 投資比率  |
|------|-------|
| 国債証券 | 95.0% |
|      |       |
|      |       |
|      |       |
|      |       |
|      |       |
|      |       |
|      |       |
|      |       |

基準日:2020年6月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



\*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日(2013年8月23日)から年末までの収益率、2020年は6月末までの収益率です。

\*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

\*ファンドには、ベンチマークはありません。

## お申込みメモ



### 購入時

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 購 入 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。  |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額      |
| 購 入 代 金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |

### 換金時

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 換 金 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。              |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                  |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 申 込 締 切 時 間                       | 原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。                         |
| 購 入 の 申 込 期 間                     | 2020年8月22日から2021年2月24日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                  |
| 申 込 不 可 日                         | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。<br>●メキシコの銀行の休業日<br>●ロンドンの銀行の休業日                  |
| 換 金 制 限                           | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。  |
| 購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。 |

### 決算日・収益分配

|         |  |
|---------|--|
| 決 算 日   | 毎年5月、11月の22日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収 益 分 配 | 年2回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります)<br>分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。<br>分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。<br>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。 |

## お申込みメモ

### その他

|                   |   |
|-------------------|---|
| 信 託 期 間           | 2022年5月23日まで(2013年8月23日設定)  |
| 繰 上 償 還           | <p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 残存口数が30億口を下回ることとなったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>   |
| 信託金の限度額           | 5,000億円   |
| 公 告               | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。  |
| 運 用 報 告 書         | 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。  |
| 基 準 価 額 の 法 則 方 法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「メキシコ成長」として掲載されます。   |
| 課 税 関 係           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※上記は、2020年6月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |

## ファンドの費用・税金



### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

##### 購入時・換金時

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.3% (税抜き3.0%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。   |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

##### 保有時

| 運用管理費用<br>(信託報酬)       | <p>ファンドの純資産総額に<b>年1.364% (税抜き1.24%)</b>の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p>&lt;運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売会社別の取扱残高</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円以下の部分</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.60%</td> <td>年0.04%</td> </tr> <tr> <td>100億円超<br/>500億円以下の部分</td> <td>年0.55%</td> <td>年0.65%</td> <td>年0.04%</td> </tr> <tr> <td>500億円超<br/>1,000億円以下の部分</td> <td>年0.50%</td> <td>年0.70%</td> <td>年0.04%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>年0.45%</td> <td>年0.75%</td> <td>年0.04%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> | 販売会社別の取扱残高 | 委託会社   | 販売会社 | 受託会社 | 100億円以下の部分 | 年0.60% | 年0.60% | 年0.04% | 100億円超<br>500億円以下の部分 | 年0.55% | 年0.65% | 年0.04% | 500億円超<br>1,000億円以下の部分 | 年0.50% | 年0.70% | 年0.04% | 1,000億円超の部分 | 年0.45% | 年0.75% | 年0.04% | 支払先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用等の対価 | 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|------------------------|---|------------|--------|------|------|------------|--------|--------|--------|----------------------|--------|--------|--------|------------------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|-----|-------|------|-------------|------|---|------|----------------------------------|
| 販売会社別の取扱残高             | 委託会社  | 販売会社       | 受託会社   |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 100億円以下の部分             | 年0.60%  | 年0.60%     | 年0.04% |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 100億円超<br>500億円以下の部分   | 年0.55%  | 年0.65%     | 年0.04% |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 500億円超<br>1,000億円以下の部分 | 年0.50%  | 年0.70%     | 年0.04% |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 1,000億円超の部分            | 年0.45%  | 年0.75%     | 年0.04% |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 支払先                    | 役務の内容   |            |        |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 委託会社                   | ファンドの運用等の対価   |            |        |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 販売会社                   | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価   |            |        |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |
| 受託会社                   | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価  |            |        |      |      |            |        |        |        |                      |        |        |        |                        |        |        |        |             |        |        |        |     |       |      |             |      |   |      |                                  |

|            |   |
|------------|---|
| その他の費用・手数料 | <p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li> <li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li> <li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <p>※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。</p> |
|------------|---|

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
|----------|-------------------------------|

#### 換金(解約)時及び償還時

|          |  |
|----------|--|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|----------|--|

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

|           | 少額投資非課税制度<br>NISA                   | 未成年者少額投資非課税制度<br>ジュニアNISA           |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 対象となる投資信託 | 公募株式投資信託(新たに購入が必要)                  |                                     |
| 非課税対象     | 公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得            |                                     |
| 利用対象となる方  | 20歳以上の日本居住者<br>(専用口座が開設される年の1月1日現在) | 0~19歳の日本居住者<br>(専用口座が開設される年の1月1日現在) |
| 非課税の期間    | 最長5年間(投資期間は2023年まで)                 |                                     |
| 利用できる限度額  | 120万円/年<br>(最大600万円)                | 80万円/年<br>(最大400万円)                 |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2020年6月末現在のものです。







三井住友DSアセットマネジメント